



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 一部を改正する法律案について

令和8年4月
環境省



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壤汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

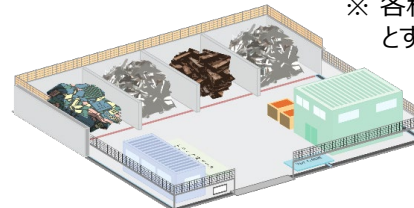


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける。**
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

法案の背景① スクラップヤードへの規制強化関係

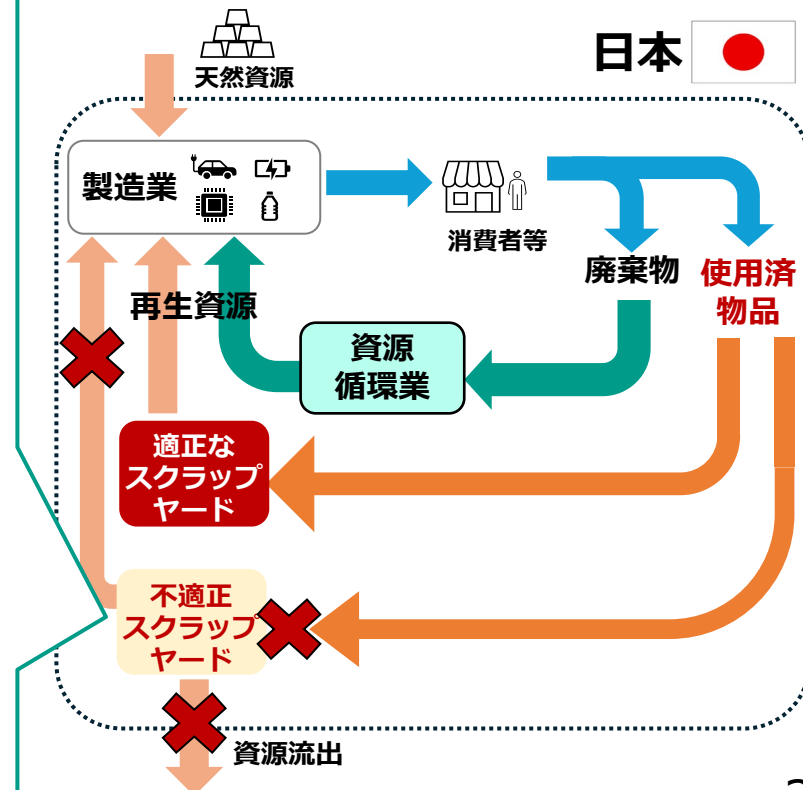
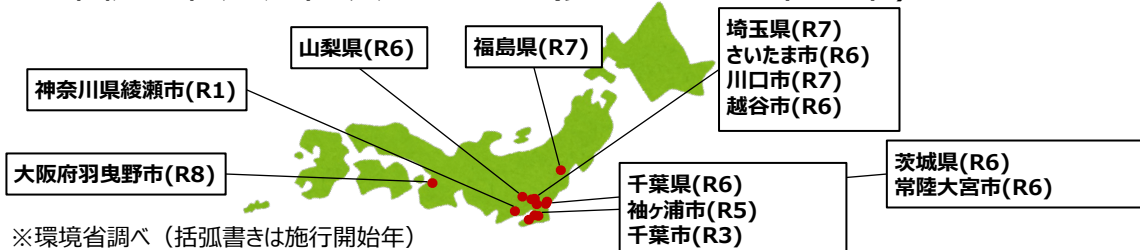
- 一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
- 不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分な分、操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
- 国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制**し、**経済安全保障の確保**に向けても重要。

＜不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障＞

- 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件） ※都道府県等に対する実態調査（環境省令和7年度実施）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散・ 流出	騒音・ 振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他			
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

- 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも5県8市）



法の目的・定義（改正・新設）

要綱第1-1(1) (2)

- 法の目的に、要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第1条関係）
- 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）
※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- 使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し
資源としての価値のみがある
〔廃棄物ではないため現在は規制対象外〕

破損や浸水等を考慮せず、
ぞんざいに扱われる性格を有している

包括的に規制の網にかけ生活環境
保全上の支障を未然に防止

要適正再生使用済金属・プラスチック物品



（使用済家電等）



雑品スクラップ

（使用済基板等）



金属スクラップ



使用済プラスチック

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

要綱第1-1(3)イ、ロ

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の2 関係）
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16 関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。

<許可対象となる事業>

◆**保管**（譲渡のためのもの）

◆**再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場が小規模（政令要件）である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例> ※詳細は政省令で定める

- ・事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
- ・事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- ・**保管、再生の基準**（⇒次ページ）の遵守
- ・帳簿の作成 等

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- ・平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

スクラップヤードで求められる保管基準・再生基準のイメージ

保管物の高さの制限

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大〇m等）

飛散・流出の防止措置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管の措置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災の発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔〇m以上、保管面積〇m²以下等）

汚水流出の防止措置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示措置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（〇cm×〇cmの掲示板等）

地下浸透の防止措置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動の防止措置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

廃棄物処理業者や各種リサイクル法の認可事業者への許可みなし（新設）

要綱第1-1(3)二、第2～第6

- 一般廃棄物処分業者等は、許可を受けないで、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を行うことができるものとする。（第24条の12、第24条の19関係）
- 資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法の許認可事業者（一部の委託を受けた事業者を含む。）は、再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生を行うことができるものとする。

既存の廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者、各種リサイクル法等の許認可事業者、委託事業者は許可事業者とみなす。 ※保管基準・再生基準等の遵守も同様に義務付ける。

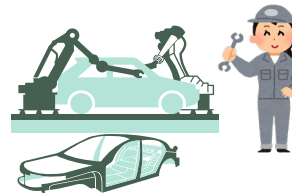
廃棄物処理許可業者等
（一般廃棄物・産業廃棄物）



資源有効利用促進法
認定自主回収・再資源化事業者等



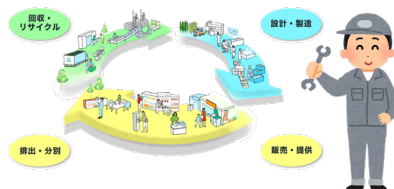
自動車リサイクル法
解体業者・破砕業者



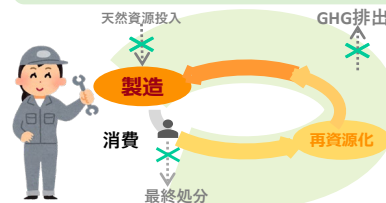
小型家電リサイクル法
認定事業者等



プラスチック資源循環法
認定事業者等



再資源化事業等高度化法
認定事業者等



許認可を受けた事業の内容に応じ、**要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等の事業を可能とする。**

環境汚染のおそれのある使用済金属・プラスチック物品の輸出確認（新設）

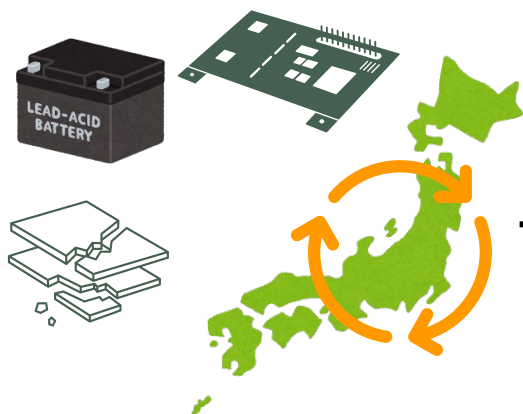
要綱第1-1(4)

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ **海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、国内再生原則を創設。輸出の際は、国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け。**

国内再生原則の適用



環境大臣の確認



輸出の際には

輸出確認の要件

1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

生活環境保全上の支障等が生じた場合の措置（新設）、罰則その他

要綱第1-1(3)八、(5)、(6)

- 許可業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定や、報告徴収、立入検査等の規定を整備する。（第24条の9、第24条の10、第24条の17、第24条の22～第24条の26関係）
- 廃棄物処理業者に対する罰則と同等の罰則を措置する。 等

➡ **基準等に違反する許可業者には、事業停止命令等により対処。**
無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置。

都道府県知事等の命令等権限

- ・ 違反行為等を行う許可業者に対しては、都道府県知事による、**事業停止命令・許可の取消し等**により対応。
- ・ 保管基準等が未適合の場合は改善命令・措置命令等により対応。許可を失った事業者等が**スクラップを放置する事案に対しても、措置命令により対応。**



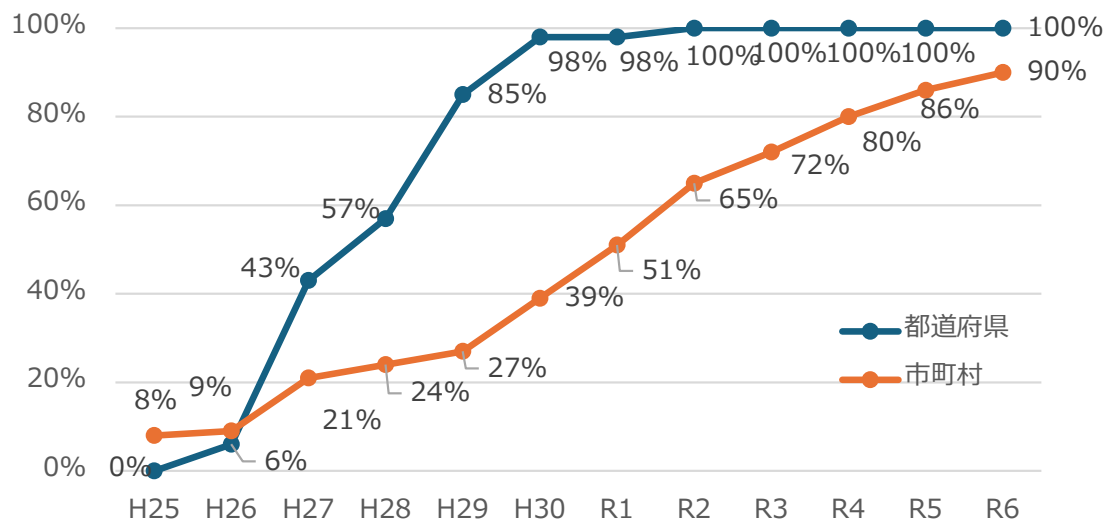
罰則

- ・ 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、**最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金**又はこれを併科する。
- ・ **法人の場合には、最大3億円の罰金**を科する。

法案の背景② 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
- 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

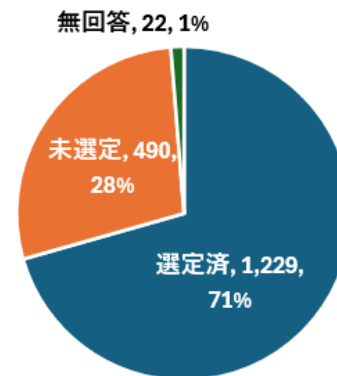
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



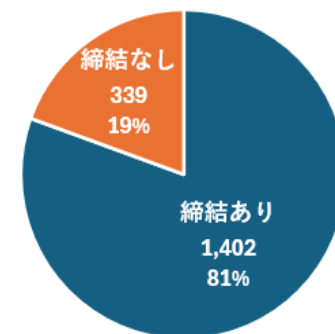
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

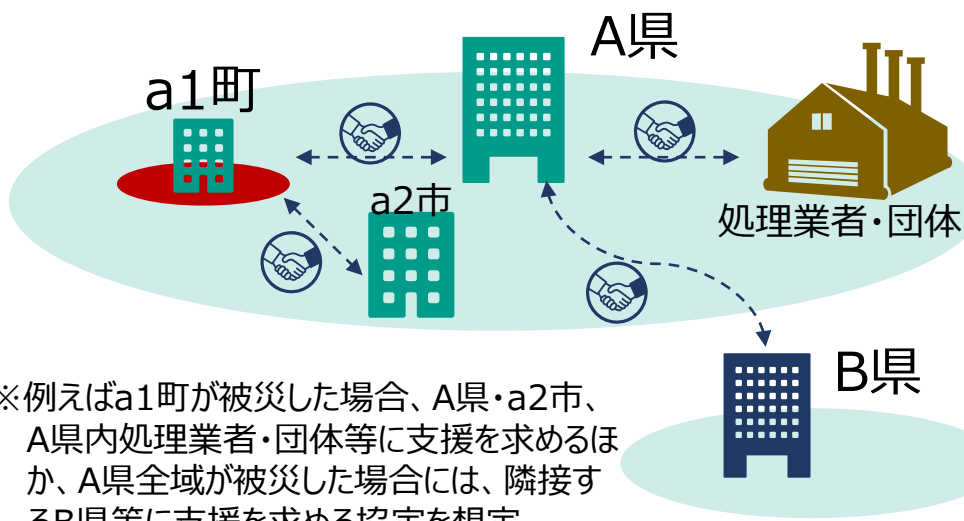
要綱第1-2(1)

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ **非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定をJESCOが支援（p.14、15参照）
地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

要綱第1-2(3)

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2 関係）

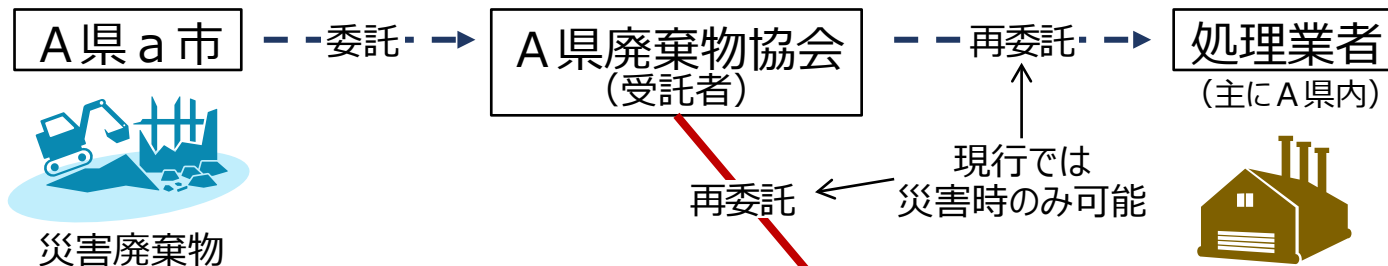


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、
再々委託まで可能とし、**効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。**

災害時の委託の流れ

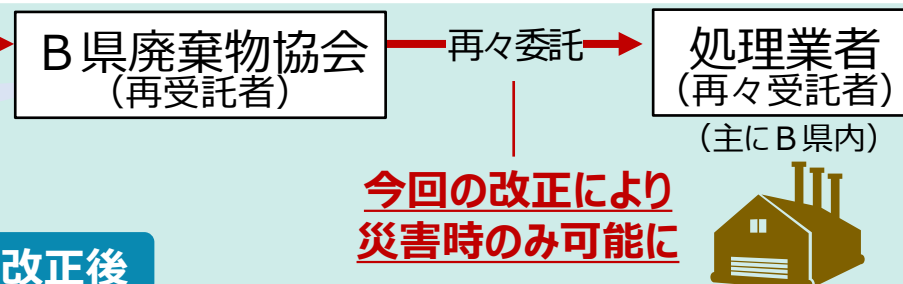
※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後



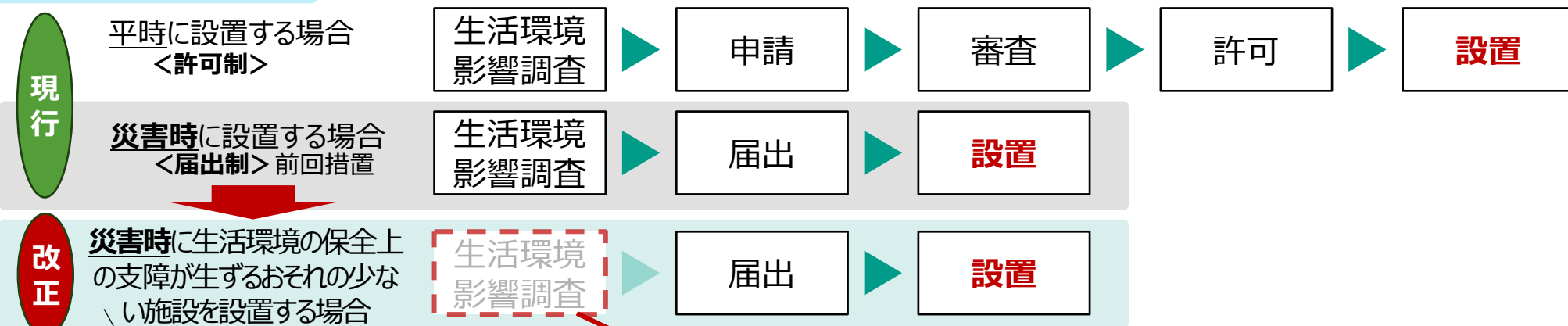
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

要綱第1-2(4)

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ **生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮
産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設（繊維くずの破碎施設）

非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

要綱第1-2(5)

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
(第9条の3の4 関係)



**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**



①申請
②指定



最終処分場

↓
非常災害廃棄物
最終処分場

埋め立てざるを得ない廃棄物の例



廃棄物処理施設に対して義務付けられている定期検査を免除。

専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

要綱第1-2(6)、第7-1

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

【参考】専門支援機関の必要性とJESCOの役割

- 被災自治体が単独で膨大な災害廃棄物処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提。
- 大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化や自治体の人員・専門的知見の不足から、環境省のみで災害現場の支援を担うことは限界があり、平時から経験・ノウハウを蓄積した専門支援機関が環境省と連携して、被災自治体の災害廃棄物処理を支援することが効果的。
- 中間貯蔵事業等にて廃棄物の収集から処理までの一連の事業の実施により得た経験・ノウハウや関係機関とのネットワーク基盤があり、災害支援実績も有するJESCOが専門支援機関として事業を実施。

専門支援機関が実施予定の事業

平時

- ・ 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
- ・ 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営
- ・ 処理困難な災害廃棄物の適正処理に関する研究・開発 等

災害時

- ・ 現地への職員派遣、被害状況調査
- ・ デジタル支援ツールの提供
- ・ 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）概要

- JESCO法に基づき設置された国が100%出資する特殊会社
- PCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業に加え、現行法※の範囲内で、環境省とともに災害廃棄物処理に係る自治体支援を実施。

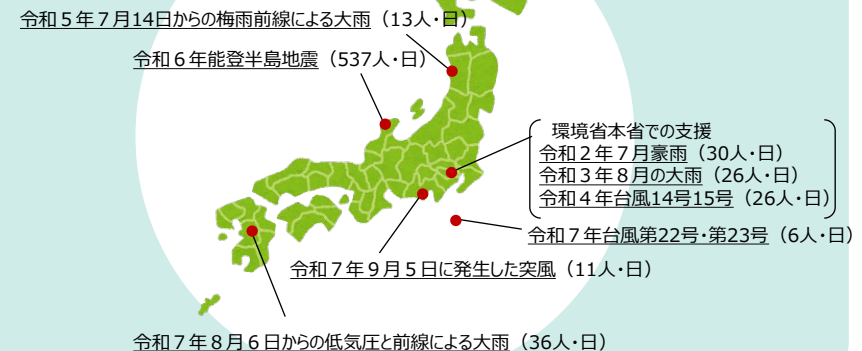
※JESCO法第7条 会社は、(中略)次に掲げる事業を営むものとする。
第5号 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと

これまでの主な支援内容

- ✓ 廃棄物処理施設の被災状況の情報集約・整理
- ✓ ドローンを用いた仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等
- ✓ 広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理
- ✓ 被災自治体と処理支援者とのマッチング支援



JESCOの災害支援実績 合計685人・日を派遣



過去の改正時の手当漏れを訂正

要綱第1-1(6)

- 廃棄物処理法における「処分」の定義に係る規定の誤りの訂正を行う。（第6条の2第1項関係）

廃棄物処理法において「処分」とは、①廃棄物の処理に係る「処分」、②行政処分の「処分」の意味で使用されており、両者の意味を峻別するための規定。廃棄物処理法内で「処分」は基本的に①を指すが、第6条の2第1項中の括弧書きに列挙されている条項は②を指す。ここに「第24条の2第3項」の列挙が漏れていた。

正	誤（現行の規定）
（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、…収集し、これを運搬し、及び処分（再生を含む。…、<u>第二十四条の二第二項及び第三項</u>、…並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）<u>をしなければならない。</u>	（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、…収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。…、<u>第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</u>

※行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）で第24条の2第3項（政令市の委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に関する環境大臣への再々審査請求に係る規定）を加えた際の手当漏れ。

※廃棄物処理法第24条の2第3項は、「第一号法定受託事務に係る処分」と規定されており、行政処分を指すことが明らかであることから、これまでの間、法運用上の具体的な支障が生じるようなものではない。